

## 第8 債権の目的（法定利率を除く）

### 1 特定物の引渡しの場合の注意義務（変更）

#### 民法第400条

債権の目的が特定物の引渡しであるときは、債務者は、その引渡しをするまで、契約その他の当該債権の発生原因及び取引上の社会通念に照らして定まる善良な管理者の注意をもって、その物を保存しなければならない。

（改正前民法400条）

債権の目的が特定物の引渡しであるときは、債務者は、その引渡しをするまで、善良な管理者の注意をもって、その物を保存しなければならない。

特定物の引渡しを目的とする場合における債務者の注意義務の程度・内容は当然契約（法定債権その他契約以外の事由によって生じる場合にはその債権の趣旨目的）によって定まるものであることを明確にした。

### 関連論点 「契約の趣旨に照らして」から「契約その他の当該債権の発生原因及び取引上の社会通念に照らして」への変更について

当初立法案につき、契約の解釈の重要な指標として、「契約の趣旨」という文言が検討されていた。例えば、

・履行が不能であるかどうかにつき、契約の趣旨に照らして、債務者に債務の履行を請求することが適当ではないと認められる時には、履行請求権の限界としてその履行を求め得ないものとすることや、

・債務者が担保責任を負うべき場合かどうかにつき、給付した物が契約の趣旨に適合しないものであるときは、債権者が修補、追完、代金減額その他債務者に対して担保責任を追求しうるものとする、が検討されていた（中間試案）。

契約の趣旨とは、「合意の内容や契約書の記載内容だけでなく、契約の性質（有償か無償かを含む。）、当事者が当該契約をした目的、契約締結に至る経緯を始めとする契約をめぐる一切の事情に基づき、取引通念を考慮して評価判断されるものであるとされる（中間試案）。

ところが、「契約の趣旨」という用語からは、取引通念を考慮して評価判断することが読み取れないという指摘がなされた。そこで、「契約の趣旨に照らして」から「契約その他の当該債権の発生原因及び取引上の社会通念に照らして」へ変更することとなったものである。

この点、法務省は用語が変わっただけであり、内容を変更するものではないと説明している。

しかし、文言上「契約の趣旨」よりも一層限定しているかのような記載になっているため、今後の法解釈において、契約の趣旨と同意義のものとなるかどうかは、不確実であると思われる。

実際、かかる用語の変更については、学者から強い異論・批判がなされているところである。

## 2 選択債権

### 不能による債権の特定（変更）

#### 民法第410条

債権の目的である給付の中に不能のものがある場合において、その不能が選択権を有する者の過失によるものであるときは、債権は、その残存するものについて存在する。

（改正前民法410条）

1 債権の目的である給付の中に、初めから不能であるもの又は後に至って不能となったものがあるときは、債権は、その残存するものについて存在する。

2 選択権を有しない当事者の過失によって給付が不能となったときは、前項の規定は、適用しない。

今回の改正により、選択の対象とならない場合とは、選択権を有する者が過失によって履行不能となった場合のみとなることから、その場合のみ規定すれば足りることになる。